

議案第70号

寒川町職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理に
ついて

寒川町職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例を次のように定める。

令和2年11月26日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

職員の休業制度の導入に伴い、関係条例の条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町職員の修学部分休業に関する条例等の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

(寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町職員の育児休業等に関する条例(平成4年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法第6条第1項の規定」を「育児休業法第6条第1項又は寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例(令和2年寒川町条例第 号)第9条第1項の規定」に改める。

第9条第1号中「育児休業法第6条第1項の規定」を「育児休業法第6条第1項又は寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(第1条関係)寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(加える)</p> <p><u>(4)～(8)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(5)～(9)</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第2条関係)寒川町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定</u></p> <p>_____</p> <p>_____により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定</u></p> <p>_____</p> <p>_____により任期を定めて</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項又は寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例(令和2年寒川町条例第 号)第9条第1項の規定</u>により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項又は寒川町職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定</u>により任期を定め</p>

採用された職員 (2) (略) ～略～	て採用された職員 (2) (略) ～略～
---------------------------	----------------------------

(改正附則)

現行	改正案
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>